

議案第 47 号

町の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、令和 3 年 2 月 1 日から次のように本市内の町の区域及び名称を変更するため、市議会の議決を求める。

令和元年 11 月 29 日提出

市川市長 村 越 祐 民

記

別図のとおり、稲越町全域を稲越（いなごし）一丁目、稲越二丁目、稲越三丁目とする。

理 由

住居表示の実施に伴い、町の区域及び名称を変更したいので、地方自治法第260条第1項の規定により提案するものである。

町の区域及び名称変更図

